

群馬県立女子大学群馬学センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第8条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学群馬学センター（以下「センター」という。）の業務その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として設置され、その成果を、群馬県立女子大学の教育研究活動に活用するとともに地域社会に還元することにより、資質の高い人材の育成と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「群馬」についての様々な分野に関心の高い県内外の有識者、学内外の研究者及び一般県民の人的交流に関する業務
- (2) 「群馬」に関する様々な情報の収集整理、発信に関する業務
- (3) 「群馬」に関するシンポジウムの開催や各種講座の開講に関する業務
- (4) 「群馬学」の確立のために必要な調査研究に関する業務
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(運営委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長・副センター長)

第5条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を指揮・統括する。
- 4 副センター長は、センター教員の中から、学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの業務その他必要な事項は、センター長

が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。